

## 平成29年度 都の施策及び予算に関する要望について

特別区長会は東京都に対し、平成29年度予算編成に向けて、重点となる20項目の要望を行いましたので、お知らせします。

- ・日 時 平成28年8月25日（木）13時30分～13時45分
- ・場 所 東京都庁第一本庁舎7階中会議室
- ・応対者 中西副知事
- ・要望者 特別区長会 会 長 西川 太一郎（荒川区長）  
副会長 武井 雅昭（港区長） 坂本 健（板橋区長）  
幹 事 吉住 健一（新宿区長） 保坂 展人（世田谷区長）  
山本 亨（墨田区長）

### 要望の概要

要望内容は、いずれも、都区双方が力を合わせて、緊密に連携・協力して解決すべき重要課題であり、広域行政の立場から都の積極的な取り組みを求めるものです。

応対した中西副知事に対しては、新都知事が誕生し、新しい都区関係が始まった機会に、改めて東京オリンピック・パラリンピックの開催準備、安全・安心なまちづくり、少子・高齢化対策などへの対応と合わせて、法改正を踏まえた児童相談所の移管や、都区のあり方検討の再開など、喫緊の課題の解決に都区が連携して取り組めるよう求めたうえで、特に次の点について、重点的な取り組みを要請しました。

#### ① 「子育て支援策の充実」について

女性の社会進出や様々な雇用形態に対応するため、長時間保育や学童保育等、多様な保育サービスの提供が求められていますが、地価や賃料の高い特別区では、認可保育所の整備は財政負担が大きく、民間事業者にとっても参入が困難な状態にあります。

このため、国に対しては、育児休業取得促進施策の強化など労働行政全般も含め、待機児童解消に向けた抜本的な取り組みを求めているところですが、都においても、特別区と連携し、子育て支援策をより一層充実させるため、認定こども園や学童クラブ等も含めた施設の整備推進や特別区が行う待機児童対策への財政支援、また、子育てを行う世帯の経済的負担の軽減などに取り組むよう求めました。

#### ② 「都市計画交付金の拡充」について

市町村税である都市計画税が特別区の区域では都税とされています。都は、独自に、特別区が行う事業に対する都市計画交付金の制度を設けていますが、特別区が計画的に事業を推進できるよう、対象事業や交付率などの制限をなくし、実績に見合った拡充を図るよう要請しました。合わせて、都区財政調整協議の場や、別途都市計画税に

係る協議体を設けるなど、そのあり方を協議するよう求めました。

### ③ 「都市計画決定方法の見直し」について

用途地域の決定は、全国の基礎自治体の中で特別区だけが権限を持っておらず、都が行うこととされています。従来国に対して改正を求めてきたところですが、現状においても、区の主体的な考え方を都の決定に反映できる方策等を、都区間で協議・調整できる場を設けるよう、要請しました。

また、この機会に、要望事項とは別に、次のことを要請しました。

### ① 「地方法人課税の見直し」について

この問題については、都区が連携して取り組んできましたが、残念ながら、国の動きを押しとどめることはできていません。

これまでの地方法人関係税の国税化の影響は、東京都で1兆3千億円に及んでいるところですが、特別区のみだけでも今年度分で700億円の規模、さらに消費税が10%に引き上げられる際には、1200億円を超える影響が予想されています。

これまで都区が主張してきたとおり、法人住民税の一部国税化は、地方税の根本原則を歪め、地方分権・地方自治の趣旨から大きく外れるものであり、税収の奪い合いではない、全国各地域との共存共栄の関係づくりを目指さなければなりません。

消費税率10%への引上げは2年間延期されることとなりましたが、引き続き都区で連携を図りながら、国などに対してあるべき姿を主張していくよう求めました。

### ② 「児童相談所の設置に向けた支援と協力」について

区長会は、今般の児童福祉法改正を踏まえて、「準備が整った区から、順次、児童相談所の設置を目指す」ことを確認し、そのための検討体制も整え、各区における検討とあわせて、児童相談所の設置に向けた検討を進めているところです。

児童相談所を設置・運営するためには、多くの課題があります。区の職員を児童相談所へ派遣し、育成することなど、人材の問題一つとっても、都の支援と協力がなければ、前に進めていくことはできません。

また、区によって、児童相談所を設置する時期や方法も異なってくると想定されますので、全体的な調整も含めて、支援と協力を要請しました。